

島根県報

第一、三七四号
平成十四年六月七日
(金曜日)

目次

告示

県営土地改良事業の工事の完了

保安林予定森林

国土調査の指定

道路の区域の変更

道路の供用開始

道路の位置の指定

公告

林業種苗法の規定に基づく生産事業者の登録事項の変更

林業種苗法の規定に基づく生産事業者の登録の失効

特定調達公告

電子デバイス用電子顕微鏡の調達に係る一般競争入札の実施

地労委告示

地方公営企業労働関係法第五条第二項の規定による職員

員の範囲の認定

正誤

平成十四年五月十日付け島根県報第一、三六六号中

(企業振興課)一四

(農村整備課)一

(森林整備課)一

(用地対策課)二

(道路整備課)二

(建築住宅課)一一

(林業振興課)一一

(企業振興課)一二

告示

示

島根県告示第五百六十四号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十四年六月七日

島根県知事 澄田信義

事業名	完了年月日
旭豊の里地区(後谷工区)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成十四年一月八日
旭豊の里地区(今市工区)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成十四年三月十四日
旭豊の里地区(中戸川工区)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成十四年三月十四日
旭豊の里地区(和田工区)区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)	平成十四年三月十四日

島根県告示第五百六十五号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年六月七日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

簸川郡多伎町大字久村四二三の二、二四二二、二四一三の一

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び多伎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第五百六十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十四年六月七日

島根県知事 澄 田 信 義

指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成十四年五月二十八日	吉田村	吉田村大字吉田字川尻	告示の日から平成十四年九月三十日まで
平成十四年五月二十八日	吉田村	吉田村大字吉田字曾木	告示の日から平成十四年十月二十日まで
平成十四年五月二十八日	吉田村	吉田村大字吉田字町	告示の日から平成十四年十二月二十日まで

島根県告示第五百六十七号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十四年六月七日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類		路線名		区間		の変更前後		敷地の幅員		延長		管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所の名称		備考	
一般国道	三百十四号	仁多郡仁多町大字三成六三八番四地先から同大字六四一番二地先まで	仁多郡仁多町大字三成六四一番二地先から同大字六三八番四地先まで	後	前	後	前	後	前	後	前	後	後	前	道路改良工事 拡幅
〃	四百三十二号	邑智郡桜江町大字坂本三八四二番二地先から同町大字大貫一二五七番地先まで	邑智郡桜江町大字大貫一二五七番地先から同大字五四五番二地先まで	後	前	後	前	後	前	後	前	後	〃	〃	減幅
〃	二百六十一号	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字蛸崎二〇五番七地先から同字二〇二番二地先まで	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字蛸崎二一九番一地先	後	前	後	前	後	前	後	前	後	〃	〃	拡幅

		"		県		道		"					
		出雲仁多線		松江木次線		四百八十五号							
簸川郡佐田町大字反辺二九二番地先から同大字二〇一二番二地先まで		出雲市稗原町二五三五番地先から同町四六二五番三地先まで		出雲市稗原町二三九五番二地先から同町二三九九番地先まで		大原郡大東町大字北村一九番一地先から同地番先まで		隠岐郡西ノ島町大字美田字セト三六〇二番一地先から同町大字浦郷字寺ノ谷三六番一地先まで		から同字二〇一番地先まで			
後	前	後 A	前 B	前 A	後 A	前 B	前 A	後 B	前 A	後			
一三・〇〇〇〇 二九・〇〇〇〇	一二・〇〇〇〇 一六・〇〇〇〇	一五・〇〇〇〇 二五・〇〇〇〇	一〇・〇〇〇〇 二〇・〇〇〇〇	一五・〇〇〇〇 二五・〇〇〇〇	一一・〇〇〇〇 三三・〇〇〇〇	五・五〇〇〇 一五・〇〇〇〇	一一・〇〇〇〇 三三・〇〇〇〇	一〇・〇〇〇〇 一四・六〇〇〇	一〇・〇〇〇〇 一四・六〇〇〇	一七・〇〇〇〇 一三〇・〇〇〇〇	四・〇〇〇〇 四〇・〇〇〇〇	四・〇〇〇〇 四〇・〇〇〇〇	一〇・〇〇〇〇 一五・〇〇〇〇
三九・〇〇〇	四〇・〇〇〇	一三〇・〇〇〇	一四〇・〇〇〇	一三〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一一〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	四七・〇〇〇	四七・〇〇〇	四四八・〇〇〇	六九〇・〇〇〇	六九〇・〇〇〇	二一・八〇〇
				出雲土木建築事務所				木次土木建築事務所		隠岐支庁			
拡幅	"	市道移管 ダブルウェイ解消		"	市道移管 ダブルウェイ解消	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消		拡幅	"	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ		"	"

六日市錦線		津和野田万川線		別府川本線				湖陵掛合線					
鹿足郡六日市町大字有飯三七二番一地从先から同町大字九郎原一七九番一地从先まで		鹿足郡津和野町大字中川字家ノ前六六九番二地从先から同大字大歳六七九番二地从先まで		邑智郡邑智町大字港一〇七九番四地从先から同大字一〇七番一地从先まで		簸川郡佐田町大字反辺一〇二一番二地从先から同大字一一二五番二地从先まで		簸川郡佐田町大字反辺二〇一六番二地从先から同町大字宮内一一一三番二地从先まで		簸川郡佐田町大字反辺二〇二二番二地从先から同大字二〇一六番二地从先まで			
後	前	後	前	後	前	後 B A		前 A	後	前	後 B A		前 A
八・〇〇〇 二八〇〇	六・五〇〇 二八〇〇	七・〇〇〇 二二〇〇	三・〇〇〇 一八〇〇	四・〇〇〇 一三〇〇	三・〇〇〇 五〇〇	八・二〇〇 二四〇〇	八・〇〇〇 三七〇〇	八・〇〇〇 三七〇〇	一九・〇〇〇 三九〇〇	八・〇〇〇 三七〇〇	一四・〇〇〇 一六〇〇	一四・〇〇〇 一八〇〇	一四・〇〇〇 一八〇〇
二四二・〇〇	二五一・〇〇	二二六・〇〇	二二七・〇〇	六四九・〇〇	六五一・〇〇	一三二・〇〇	一四四・〇〇	一四四・〇〇	八五・〇〇	九〇・〇〇	五五・〇〇	四四・〇〇	四四・〇〇
"		津和野土木事務所		川本土木建築事務所						"			
"		"		拡幅		仮設道設置		"		拡幅		"	
						上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。						上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	

海士島線		六日市匹見線											
隠岐郡海士町大字福井四二九番一地先から同大字四二九番一地先まで		隠岐郡海士町大字御波三八五番一地先から同地番先まで		鹿足郡六日市町大字上高尻六〇四番五地先から同地番先まで		鹿足郡六日市町大字上高尻六〇六番七地先から同地番先まで		鹿足郡六日市町大字上高尻六〇九番三地先から同地番先まで		鹿足郡六日市町大字上高尻六一八番一地先から同地番先まで		鹿足郡六日市町大字蔵木三九一番二地先から同大字二七〇番六地先まで	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
一九・〇〇〇 二三・〇〇〇	五・〇〇〇 二一・〇〇〇	一三・〇〇〇 五一・五〇〇	一三・〇〇〇 四九・五〇〇	四・四〇〇 九・二〇〇	四・四〇〇 四・八〇〇	三・六〇〇 一九・五〇〇	三・六〇〇 五・〇〇〇	五・〇〇〇 一四・〇〇〇	五・〇〇〇 六・〇〇〇	一四・二〇〇 二五・〇〇〇	一二・四〇〇 一五・二〇〇	一〇・〇〇〇 一七・〇〇〇	七・〇〇〇 一四・〇〇〇
九〇・〇〇	九〇・〇〇	八二・〇〇	八二・〇〇	八・〇〇	八・〇〇	五八・〇〇	五八・〇〇	三九・〇〇	三九・〇〇	三八・〇〇	三八・〇〇	四〇八・七〇	四〇八・七〇
隠岐支庁		〃											
〃 〃		〃 道路改良工事		〃 〃		〃 〃		〃 〃		〃 災害復旧工事		〃 〃	

"													
西ノ島海士線													
邑智郡石見町大字井原一二八一番一地先から同大字一二二三番二地先まで		邑智郡石見町大字井原一二八一番一地先から同大字一二二三番二地先まで		隱岐郡西ノ島町大字宇賀字物井一七五番二地先から同大字初座四三二番二地先まで		隱岐郡西ノ島町大字宇賀字来居一四五番三地从先から同大字物井一七五番二地先まで		隱岐郡西ノ島町大字宇賀字知当一三〇番一地从先から同大字来居一四五番三地从先まで		隱岐郡西ノ島町大字別府字田クロ四五四番三地从先から同町大字宇賀字知当一三〇番一地从先まで		地番先まで	
前		後		前		後		前		後		前	
B A		後 前		B A		前 A		後 B A		前 A		後	
一二・〇〇〇〇 四二・〇〇〇〇	七・〇〇〇〇 一六・〇〇〇〇	一二・〇〇〇〇 四三・〇〇〇〇	三・八〇〇〇 七・〇〇〇〇	一一・五〇〇〇 二八・〇〇〇〇	三・八〇〇〇 六・五〇〇〇	三・八〇〇〇 六・五〇〇〇	一五・〇〇〇〇 四五・〇〇〇〇	四・〇〇〇〇 六・〇〇〇〇	四・〇〇〇〇 六・〇〇〇〇	七・〇〇〇〇 一九・〇〇〇〇	四・〇〇〇〇 七・〇〇〇〇	四・〇〇〇〇 七・〇〇〇〇	一三・〇〇〇〇 二三・〇〇〇〇
一四〇・四〇〇	二五七・〇〇〇	四三五・〇〇〇	四四〇・〇〇〇	二八〇・〇〇〇	二八〇・〇〇〇	二八〇・〇〇〇	一三〇・〇〇〇	一五〇・〇〇〇	一五〇・〇〇〇	一四〇・〇〇〇	一五〇・〇〇〇	一五〇・〇〇〇	五三・〇〇〇
"													
上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。		"		ダブルウェイ		"		"		ダブルウェイ		"	
上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。		"		ダブルウェイ		"		"		ダブルウェイ		"	

島根県告示第五百六十八号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八

"			"			
浜田作木線			皆井田江津線			
邑智郡石見町大字矢上二二五一番一地先から同 大字二二六三番一地先まで			邑智郡石見町大字中野一〇一三番四地先から同 大字一〇一三番一七地先まで		大字一二三番二地先まで	
後 B	前 B A		後 B	前 B A		後 B
二〇・〇〇〇 五〇・〇〇〇	二〇・〇〇〇 五七・〇〇〇	七・〇〇〇 二八・〇〇〇	一四・〇〇〇 一五・〇〇〇	一四・〇〇〇 一五・〇〇〇	五・〇〇〇 一〇・〇〇〇	一三・〇〇〇 一六・〇〇〇
一一〇・八〇	一一〇・八〇	一三〇・〇〇	二六・〇〇	二六・〇〇	四九・〇〇	四九・〇〇
"			川本土木建築事務所			
町道移管	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消		町道移管	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消		町道移管

条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年六月七日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
県道	松江木次線	松江市乃木福富町字大水口二九六番六地先から同町字舟附二六八番一地先まで	一四〇・〇〇〇メートル	平成十四年六月七日	松江土木建築事務所	
"	"	大原郡大東町大字北村一九番一地先から同地番先まで	四七・〇〇〇	"	木次土木建築事務所	
"	出雲空港線	簸川郡斐川町大字沖洲二五四〇番地先から同町大字莊原町四五二番地先まで	二〇〇七・〇〇〇	"	出雲土木建築事務所	
"	佐田八神線	簸川郡佐田町大字反辺二三三五番五地先から同町大字大呂一八九番一三番地先まで	三九〇・〇〇〇	"	"	
"	津和野田万川線	鹿足郡津和野町大字中川字家ノ前六六九番二地先から同大字字大歳六七九番地先まで	二一六・〇〇〇	"	津和野土木事務所	
"	"	鹿足郡津和野町大字中川字與佐エ衛門屋敷六六六番地先から同地番先まで	六〇・〇〇〇	"	"	
"	六日市錦線	鹿足郡六日市町大字有飯三七二番一地先から同町大字九郎原一七九番一地先まで	二四二・〇〇〇	"	"	
"	"	鹿足郡六日市町大字蔵木三九一番一地先から同大字三八九番一地先まで	五三・〇〇〇	"	"	
"	"	鹿足郡六日市町大字蔵木三七五番一地先から同大字二七〇番六地先まで	二二六・一〇〇	"	"	
"	六日市匹見線	鹿足郡六日市町大字上高尻六一八番一地先から同地番先まで	三八・〇〇〇	"	"	
"	"	鹿足郡六日市町大字上高尻六〇九番三地先から同地番先まで	三九・〇〇〇	"	"	
"	"	鹿足郡六日市町大字上高尻六〇六番七地先から同地番先まで	五八・〇〇〇	"	"	

島根県告示第五百六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

平成十四年六月七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 道路の位置

邇摩郡仁摩町大字仁万町字迫尻六三六番九、同 六三六番四の一部、同 六三六番六の一部、同 六三六番三の一部

二 道路の幅員

四・六〇メートル

三 道路の延長

三四・〇〇m

四 位置標示方法

別紙図面図示位置に、道路側溝、境界ブロック及び境界ピンを設置して標示する。

五 指定の年月日及び番号

平成十四年五月三十一日 第二号

備考

〃	〃	〃	〃
知夫島線	西ノ島海士線	海士島線	〃
隠岐郡知夫村字ハサリ石一七五四番一地从先から同村字猫ヶ岩石一七七三番二地从先まで	隠岐郡西ノ島町大字字賀字物井四二六番三地从先から同大字字初座五四九番一地从先まで	隠岐郡海士町大字海士六四二〇番五地从先から同大字御波三八五番一地从先まで	鹿足郡六日市町大字上高尻六〇四番五地从先から同地番先まで
二二〇・〇〇	四九〇・〇〇	二二七・〇〇	八・〇〇
〃	〃	〃	〃
〃	〃	隠岐支庁	〃

別紙図面は、大田土木建築事務所及び仁摩町役場に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）の規定に基づく生産事業者の登録事項を次のとおり変更したので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成十四年六月七日

島根県知事 澄 田 信 義

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	事業所の名称及び所在地
一四三	変更前 広瀬町森林組合 合長理事 吉田運一	変更前 広瀬町森林組合 能義郡広瀬町広瀬 瀬七七四
	変更後 しまね東部森林組合 合代表理事組合長 澤田直明	変更後 しまね東部森林組合 能義郡広瀬町広瀬 瀬一八一二
	変更前 能義郡広瀬町広瀬 七七四	変更後 能義郡広瀬町広瀬 一八一二
	変更後 能義郡広瀬町広瀬 一八一二	変更前 能義郡広瀬町広瀬 七七四

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）の規定に基づく生産事業者の登録が次のとおり失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十四年六月七日

島根県知事 澄 田 信 義

登録番号 一〇五	生産事業者の氏名又は名称及び住所 伯太町森林組合長 柴田達雄 能義郡伯太町大字母里三二	生産事業の内容		事業所の所在地 能義郡伯太町 大字母里
		種 種	苗 木	
	採 取	幼 苗 の 育 成	幼 苗 以 外 の 苗 育 成	
	精 選			
	〇	〇	〇	

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成14年 6 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 調達内容

(1) 購入物品等の名称及び数量

電子デバイス用電子顕微鏡（機器調達、設置、配線、調整等）一式
（SiC半導体デバイスの微細形態観察及び元素分析を行うための電界放射形走査電子顕微鏡 一式）

(2) 調達案件の仕様書等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年 1 月31日

(4) 納入場所

島根県松江市北陵町 次世代技術研究開発センター

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 島根県税を滞納していない者であること。

(4) 平成12年10月10日付け島根県告示第784号（平成13年及び平成14年に島根県において発注する物品の製造の請負及び売買に係る入札の参加資格等）により資格を認定され、中分類「理化学機器」においてA等級に格付けされた者であること。

なお、同告示による資格審査を受けていない者については、直ちに同告示二の規定に基づき資格審査の申請手続を行うこと。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒690—8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁2階

島根県商工労働部企業振興課 担当 楨原

電話 0852—22—6694 ファクシミリ 0852—22—6080

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成14年 6 月 7 日（金）から平成14年 6 月21日（金）までの間、上記(1)の場所において交付する。

交付時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

<p>(3) 入札説明会 実施しない。</p> <p>(4) 入札参加資格を確認する書類の提出期間及び場所 平成14年 6 月 7 日 (金) から平成14年 6 月 26 日 (水) までの間に上記(1)の場所に提出すること(郵送でも可)。</p> <p>(5) 受付時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。</p> <p>(6) 入札書の受領期限 平成14年 7 月 17 日 (水) 午前 11 時 (郵便による入札にあたっては、午前 10 時必着)</p> <p>(7) 開札の日時及び場所 日時：平成14年 7 月 17 日 (水) 午後 2 時から 場所：島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟 2 階第 3 会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。</p> <p>(2) 入札保証金 入札者が見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を入札時に納付すること。ただし、島根県会計規則 (昭和 39 年島根県規則第 22 号) 第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。</p> <p>(3) 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。 ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。</p> <p>(4) 入札者に要求される事項 ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを確認する書類については、入札書の提出に先立ってあらかじめ提出するものとする。 イ 上記の場合、入札者は、開札日時までの間において島根県知事から当該書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(5) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を</p>	<p>履行しなかったとき、その他島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。</p> <p>(6) 落札者の決定方法 本公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(7) 契約書の作成の要否 要する。</p> <p>(8) その他 詳細は入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be required : An electron microscope for electric devices (An electron microscope of field emission type for the morphological observation and the elemental analysis on the devices of SiC semiconductor. one set.)</p> <p>(2) Deadline to submit documents for confirmation of qualification : 4:00p.m.21 June, 2002</p> <p>(3) Deadline for submission of tenders : 11:00a.m.17 July, 2002 Deadline for submission of tenders by registered mail : 10:00a.m.17 July, 2002</p> <p>(4) Contact point for the notice : Industrial Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane Prefectural Government, 1 Tonomachi, Matsue-Shi, Shimane-Ken, 690-8501 Japan TEL 0852-22-6694</p> <hr/> <p style="text-align: center;">地方労働委員会告示</p> <hr/> <p style="text-align: center;">島根県地方労働委員会告示第四号</p> <p>地方公営企業労働関係法 (昭和二十七年法律第二百八十九号) 第五条第二項の規定に基</p>
---	---

毎週火・金曜日発行

づき、同法第三条第二項の職員が結成し又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を、平成十四年五月二十三日次のとおり認定したので告示する。

地方公営企業労働関係法第五条第二項の規定による職員の範囲の認定（平成九年島根県地方労働委員会告示第二号）は、廃止する。

平成十四年六月七日

島根県地方労働委員会会長 近藤 正三

島根県企業局の職員が結成し、又は加入する島根県企業局職員労働組合については、当該企業局の職員のうち、次の表に掲げる者

勤務箇所	役職名
本局	局長
	技監
	次長
	総務課長
	経営課長
	経営課主査
	開発課長
	開発課主査
	総務課長補佐（庶務担当に限る）
	総務課総務予算係長
	所長
次長	
東部事務所	所長
西部事務所	所長
西部事務所	次長
西部事務所	主査
斐伊川水道建設事務所	所長
斐伊川水道建設事務所	次長

正

誤

平成十四年五月十日付け島根県報第一、三三六号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
十一	上	始めから四	斐川町企業化支援センター	ビジネスサポートひかわ

平成十四年六月七日印刷
平成十四年六月七日発行

発行者 島根県

発行所 松江市殿町島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）